

をするように持つて行つていただきました
と思つております。

さらに先ほど申しましたように、観
光行政は助長行政が非常に多い。従つ
て観光行政を担当する官の方は非常に
広い範囲で御活動願わなくちやなら
ぬ。民間の接納も広い範囲であります
が、さらに官庁同士の接納も広い。大
蔵省、外務省、通産省、厚生省、ある
いは農林省、そのほかずいぶん広い範
囲で接納していただかなくちやなら
ぬ。どうして観光の行政を強力に進め
ていただかなくちやならぬ。それがわ
れわれ民間人の希望なのであります。
ところが日本の官庁機構は、御承知の
通り局長であるということと局長でな
いということにおいて、非常にウエ
イトの差異があるわけでありまして、
われわれとしてはウエイトを持つた局
長として各関係の官庁と折衝をされ
る。また各民間団体に対しても折衝さ
れるということが願わしいのであるの
であります。

いま一つ申し上げたいのは外国との
関係であります。御承知のように観
光事業は世界各国の大競争のまつた
中にある。日本は好条件に恵まれた時
期を迎え、また日本自身が好条件を持
つてゐるのであります。この世界の
競争のまつた中に打つて出なくちや
ならぬ。日本はどうしても観光局とい
うものが必要になつて来る。海外との
連絡といふものがあります。たとえ
ば今国際観光機関の連盟がござい
まして、その連盟には観光部長として
会員になることを許されてゐる。アメ
リカ側の非常な勢力によりましてこの
会員になることになつたのであります
が、そのほか世界各國どこを見まして

も、観光事業を熱心にやろうという国
はみな独立の観光局のごときものを持
つてゐる。それとの交渉連絡というも
のが非常に大切になつて来るのであり
まして、観光局でなくして、官房の中
の観光課というようなきわめて不明瞭
なるものが、どういう官前において世
界各國の観光機関と折衝するか、連絡
協調するために動いて行くかというこ
とになりますと、まことにおさみしい
ことになるのではなからうか、こう思
います。どうしてもディレクターとい
う名前です。観光局長と申しますか、
あるいは観光部長もディレクターと言
つていたと思ひますが、このディレク
ターという名前において、どうしても
折衝をするということを持つて行かな
くちやならぬ、こういふふうに思うの
であります。いろいろ意見を述べま
したが、まだお話しすればこまかいこ
ともいろいろあると思ひますが、大体こ
の辺で大概かみのところ、私の観光局
を設置していただきたいという氣持を
お話できたと思ひますから、一応これ
で私のお話を終らしていただくことに
いたします。ありがとうございますまし
た。

○江花委員代理

これにて一応濱田
参考人の意見聴取は終りました。質疑
の通告がありますから、これを許しま
す。満尾君亮君。

○満尾委員 私はこの運輸省の設置法
の問題につきまして、特に観光の面に
ついてお尋ねしたいのであります
が観光事業についての考え方がまだど
うも透徹してゐない。ただいま濱田参
考人から非常に詳しいお話を伺つて、
われわれを非常に裨益したのでありま
すが、私は二、三の点について注意を喚

起いたしました。当局のお考えを伺つ
て見たいと思つております。私はこ
の観光事業の今日までの現況というも
のをちよつと見てみますと、戦後に
おきまして、二十二年においては六十
三万四千ドルの収入があつた。それが
二十六年には千四百八十三万八千ドル
の収入に激増しております。もとより
二十二年は戦争直後でございまするか
ら、観光客を受入れるような態勢でも
なかつたという特殊な事情はあるにい
たしまして、その間における増加の
比率の非常に大きいということなま
ざるのでございします。もとより将来
にわたつてこの比率で増加するものと
は、一概に思ひないのでもございする
が、しばらく過去の実績を振り返つて
みると、昭和十一年には観光収入は三
千二百二十三万ドルの収入をあげてお
ります。してみますと、今日非常にふ
たとしは申しながら、なおかつ昭和十
一年度の半ばにも達しておらぬのであ
ります。従つてわが国の観光に関する力
こぶの入れようによりましては、来年
なりさ来年なり、きわめて短かい時間
にわれわれはこの昭和十一年の実績を
突破することはやさしいし、あるいは
これを倍加し、三倍、五倍にすること
も、きわめて易々たる立場ではないか
と推測されるのでございします。かよう
に今日の観光事業の現在立っておりま
する立場というものは非常に有利なす
べり出しをして、非常にわが国の財政
に、またいろいろの面において、寄與
することが大きいという大事な時期に
際会して、この観光局の行政機構をお
考えになつておる。しかもこのとき
に、ややともすれば縮小と見られるよ
うな方向の御改正になるといふことに

ついて、一体どういふ精神かお伺い
したいのが第一点。それからこの観
光事業のわが国民経済なり、あるいは
全般的な立場に持つておりまする意義
等につきましては、もうどなたからも
言ひ古されておまして、ことごとくし
く今私が申し上げることはくだなこと
だと思ひますが、簡単に触れます
と、国際貨物の改善の上において、こ
れは最も大きなフアクターでないか、
貿易外收入中の大事な要素である。ま
たわが国情を外国人に知らせる宣伝の
チャンスといつたしまして、国民外交の
実体をなすものでないかといふことを
考えるのであります。なおまた今日以
後のわが国の平和国家のあり方とし
て、観光事業に相当力を入れておる
そういうふうな歩み方をしておるのだ
といふことが、今後の国際社会へ復帰
いたしまするわが国のあり方として、
非常に大事な点でないか、かようにあ
わせ考へて参りますと、現在観光事業
の持つておりまする使命というものを
、また現在伸びて行くその立場とい
うものをよくよく御認識をいただか
ねばならぬのであります。どういふ
ふうに考へておられますか、お伺い
したい。

さらに第二点といたしまして、私は
観光事業の内容を見ますと、その事業
が非常に多岐にわたつてゐる、これが
その特徴であると思ふのでありま
す。私は試みにざつと拾つてみまし
た。一番観光事業に關係のある役所は
どこか——一番と申しまして、いろ
いろ語弊がありますから、程度の差は
しばらくおきまして、まず建設省は、
道路の關係において、どうしても切つ
ても切れぬ關係があるやうでありま

す。文部省は、観光資源と申しますか、
わが国を観光いたしまする外国のお客
さん方の興味の対象となる文化財とい
うものの保存等につきまして、御關係
がある。厚生省は、国立公園を主管し
ておられる。また観光の宿泊施設、ホ
テルの保健、衛生というふうなものに
ついて、非常な御關係がある。運輸省
は、船、飛行機、また鉄道、自動車、
その他の交通機関を握つております。関
係で最も御關係が深い。大蔵省は外国
人の出入国に關しまして、税関等の関
係があり、またホテルその他の観光業
者に対する国の助長政策の面で、租税
等の關係でまた非常な御關係がある。外
務省は、もとより外国人の入国、出国
がございしますから、これは涉外關係一
般として当然御關係がある。さらにわ
が国におきましては、総理府に観光事
業審議会なるものが設けてある。こう
勘定してみますと、すでに七つぐら
いある。あるいは私がよく了解いたし
ませんことで、落ちてゐるものがある
かもしれません。ほとんど日本の全部
の諸官庁が、この事業に關連がある
しからばこの主務官庁をどうするか
という議論が、過去におきましても非常
に行われた。どつちかと申せば、観光
事業におきましては、主務官庁の分裂
という現象がある。ここに非常に問題
がある。ただいまいろいろ議論の結
果、一番關係程度の高いと思はれる運
輸省の運輸大臣の主管になつておりま
するけれども、内容を分析してみると、
実に複雑多岐な關係になつてゐる。で
私は、これをまとめてはんとするに推進
するためには、一面において、どうし
ても観光法というやうな總合法規を制
定する必要があるといふことを、前か

ら唱えておるのであります。遺憾ながらいまだその実現を見せませんけれどもわが国の観光事業をほんとうに軌道に乗せて推進いたしますためには、どうしても観光法——仮称であります、そういうふうな総合法規を制定する必要がある、その法規のもとにおきまして、どうしてもこの事業を推進する推進官庁と申しますか、それを確立する必要がある。この意味におきまして、私どもは現在運輸省の所管になつております観光部というものをさらに大きく成長させて、これだけの各省にまたがる複雑多岐な内容を持つたものを、だれかが責任を持つて、はつきりとまとめて推進させて行く責任者を確立しなければならぬ。もちろん今回の改正においても、そのつもりで観光監も置くんだけれど御意見であるかもしれませんが、これだけ幅の広い仕事に對しまして、今日までのわが国の行政組織、あるいは管理組織と申しますか、その中において比較的軽く見られるおそれのある観光監といったような形態のものでは、その効果をあげることはできないと私は判断するのであります。したが、当局においては、それで十分だとお考えになつて、これを御計画になつておられるのかどうか、これをお伺いしたいと思つております。

○岡崎政府委員 御答弁申し上げます。国際観光事業の振興をはかり、大いに観光収入の増加によりまして、わが国の国際貨物の改善をはからなければならぬといふことは、もとより当然のことでございます。もちろんそういう観点から運輸省といたしまして、観光事業の振興に大いに力を盡しておるわけでございます。この際それではどうして機構の縮小をするのかといふお尋ねでございます。これにつきましては、過渡運輸委員会で運輸大臣としまして、講和発効後におけるわが国の国際観光事業振興のために、観光行政を担当いたしてあります運輸省の内部を強化したいという意思はお持ちでございますが、今回は諸般の事情によりやむを得なかつた、機構の確立は他日を期したい、こういう御趣旨で御答弁に相なつたのでございまして、また観光事業の振興につきましまして、国際貨物の改善のみならず、国民外交の見地から、大いにその振興をはからなければならぬといふことも、もとより当然でございます。單に経済的な見地からのみでなく、観光事業の振興によりまして、わが国の国際的な地位を大いに確立したいと、こういうふうな観点からも仕事をいたしてあります。また観光行政の内容が非常に多岐にわたつておるといふ御意見がございましたが、これは運輸省内部でこの仕事を担当いたしましたおます私の経験から申しまして、ほかの仕事に比べまして、非常に接触面が広いといふことは事実でございます。それからまた観光行政の特色といたしましては、單なる監督行政にとどまらず、助長的な

行政の分野が非常に広い。そのために、官民を問わず非常に広い面に接觸をしなければならぬといふ場合が非常に多いといふことは事実でございます。また観光法といふべき総合的な法規をつくつて、わが国の観光事業振興の基盤にしたかどうかという御意見でございます。この点につきましましては、終戦後われ／＼は観光事業の振興の措置をいたしまして、基本的な法規の研究もいろいろいたしました。こういうふうな総合的な法規はたして妥当かどうか、また戦前に国際観光局におきまして、こういう法規の検討もいたしたことがございますので、そういうものも参考にし、また外国の法制等も参考に研究をいたしたのであります。また御承知の通り戦後、第何回か忘れましたが、衆議院の文化委員会の中に観光法規制定小委員会というものも置かれまして、観光法規の制定に關する御研究をせられたのであります。その委員会の結論といたしましては、総合的な観光法といふふうなものを、今ただちに検討するといふことは、一応考え得るけれども、非常に時日も要するし、またその中に盛るべき事項がただちに必要でないこともあるといふふうなことで、必要なものから法的措置をとつて行つて、逐次観光事業全般に及ぼす方がいゝのではないかとする結論に到達したように承知いたしておるのであります。私ども政府部内といたしましては大体同様の結論でございます。その後通訳案内業法でありまして、その後通訳案内業法でございまして、あるいは国際観光ホテル整備法、あるいはまた国際観光事業の助成に關する法律といふようなもの

も逐次制定して参つたのであります。今申し上げましたような法律は、国際観光事業のそれ／＼部門のみの法律でありまして、政府部内の観光機関が十分な活動をいたしますためには、今満尾委員が申されましたような総合的な観光法規の裏づけといふものがあれば非常にいいのではないかと、このことも考え得るのであります。この点につきましましては、講和條約もい／＼発効いたしましたので、わが国が国際観光事業の面でも十分に活動し得る情勢に相なりましたので、できるだけ早い機会に研究を進めて行きたいと存じております。

なお最後に、今度の設置法改正案で定められておりますような観光監といふふうな制度で十分であるかといふふうなお尋ねだと思つて、これにつきましては、最初に申し上げました通り、運輸大臣といたしまして、必ずしも十分ではないとお考えのことと私は存じております。先ほど申し上げました理由／＼の理由によりまして、政府部内としても観光行政を担当する責任体制を立て、また国際的にも、また国内的にも非常に接觸する部面が広いのでありますから、機構の確立といふことも必要ではあります。先般の政府で出されました行政機構の改革の大方針のつとめまして、今回はやむを得ずこの観光監という制度で参りまして、とにかく観光行政運営上に遺憾のないよう努力するよりいたした方がないのでございます。大臣のお話の通り、他日にこれを期したいといふことでもございまして、担当者の私どもといたしましては、たゞこの制度にならずとも万遺漏なきように努力はいたすつもりでございます。

○満尾委員 ただいま政府委員の御説明を伺つたのであります。そのうちで観光法に對する考え方でありまして、なるほど、終戦後今日に至るまで、個々の事業につきましても具体的に解決を研究せられ、用意せられて、あるいは今の通訳に關する法律、あるいは国際観光ホテルの助成に關する法律等が出ました。しかしながら、私が総合的な観光法規の必要を叫ぶゆゑのものは、一体観光事業に對する国民の基本的な認識、心構えといふものをしつかり植へつけなければ、わが国の観光事業がほんとうの実を結ばない。事業の発展を促すに資するといふことは、わが国に、わが国の一般大衆が外国人に接觸する面におきまして、りっぱな国民外交の實をあげる上において幾多の欠陥があると考へるのであります。従つて国民大衆一般が、国際観光事業といふものはいかなるものであるかといふことをはつきり認識してもらつて、そして外国人との接觸面におきまして、りっぱな態度をとるような風俗習慣といふものを築き上げる必要がある。また国家の政策といたしまして、国際観光事業といふものに對してどういふふうな基本的な考へ方をし、どういふふうな基本的な設計をするかという国是をきめたいと考へる。その意味において総合的な観光法規をぜひ制定しなければならぬと私は思ふのであります。一つ／＼の事業を——ホテルの助成法によつて所得税が少し軽減されたくらいのことでお茶を濁しているようなことではわが国の観光事業といふものはほんとうの線に沿つて發展することができない。その程度であるから、今

面のような認識不足な行政機構改革の案ができたというのだと私は考える。従つて当局は、この総合的観光法規というものをもう少し熱心にお考えになつて、そうして急速に御提案にならんことを希望してやみません。

第二段のお尋ねでございますが、これは運輸省の御当局にお尋ねするよりも、行政管理局の方に尋ねたい。この観光局の行政機構の問題が起きましてから、院内におきまして、あるいは院外におきまして、あらゆる人に個別にこの事件の意見をたいてみましたところ、私の狭い経験では、一人として、観光事業は今日不必要であるという意見を言われた人に会つたことがないのであります。ただ共産党の諸君が二、三別なことを言つておりましたけれども、共産党以外の人物におきましては、今日わが国の人で、観光事業は不急の事業であるといふことを言われた人に会つたことがない。野田建設大臣にも私は話をいたしました。野田大臣といえども、その必要は十分認めておるのだけれども、あなたの言うようなことをしたならば、運輸省は局の数が一つふえて、行政整理どころではない、拡大になつてしまふ、だからこれは困るんだという話である。私は実に奇々怪々なお言葉を伺ふものだ、腹の中では思つておつたのである。行政整理とは何であるか。行政整理とは、私は国家活動をより能率的にするための整理であらうと思う。してみれば、行政整理といふのは、常にマイナスの方向にのみ歩調をそろへねばならぬという考えで今回の行政整理を御立案になつたものかどううか。すべての人が観光事業の必要であるといふことを認めておられながら、どうしても一応の整理対象にこれをあつて、やや縮小するようなプロセスをとるといふことは、実にふしぎな現象である。なぜそういうばかげたことが起るのだろうか。これはぜひ立案の御に当られた方の御心境を伺いたいと思ひます。

○大野木政府委員 行政管理局からお答え申し上げます。御承知の通り各省の官房または局に置かれておりますのは、行政組織法によりまして二十七年の五月末日限り廃止するという規定に相なつておりますので、一般的には、そういう部は廃止されることになつておるわけでございますが、特にそのうち重要なものにつきましては特別な職を設けて、仕事に支障のないよう統括して行けるようにしようということ、このたびの行政簡素化にあたりまして、ただいまお話の観光事業につきましては、観光部は廃止されますけれども、それと同じような仕事のできます観光監というものを設けまして、従来通り仕事をやるのに支障のないようになつたことを考慮いたしましたわけでございます。なお観光事業が今後独立後のわが国におきまして持つ使命の重大でありますことは、私も十分痛感いたしておりますので、今回の行政

機構の整理に伴ひまして法令の整理本部が設けられました。そこで共管事務等も検討を加へることに相なつておりますので、観光事業につきましては、さきに行政制度審議会、ただいまお話のような統一した観光庁を設けたらという案も出ておりますので、今後一層研究を重ねて行きたいと存じておる次第であります。

○満尾委員 ただいま御説明をいただきましたが、どうも私は少しふに落ちないような気がいたしましたので、第一回行政整理と申しましたが、あるいは簡素化という言葉をお使いになりましたが、簡素化でもよろしい。その整理しないのは簡素化は、政府の行政機関の各部門について、その部門ごとに少くともこれを縮小し、あるいは階段を少くするといふような方向にあらねばならぬのが、政府の機構全体として簡素化されれば、部分的には程度が高くなつてもさしつかえないのであるかどうかという点は、いかにお考えになつたかという点を伺いたい。形式的に全部がそれ／＼の部門においてマイナスの方に動かねばならぬというイデオロギーであつたかどうかを伺うので

す。

して、なか／＼簡単に進まない。一面からいへば、役所の組織は歴大で、人間はたくさん税金で養わなければならぬ。それを簡単になすつきりした形にする。しかしあくまでもその対象は人民と国家機関との接点面だと思ふ。ところが、この観光事業における行政面といふものを考えてみますと、今日までそれに何らの階段はなかつた。別にこれは地方長官も大して使つておられなかつた。人民の側からこれを見る限りにおきましては、最も簡素化された、第一次的に大体用が足りるような機構である。だからこれをこの面から見ますれば、今日までの観光事業といふものは、簡素化された形に一度来ておつたわけだ。ただ今回一般的な風潮のどつちを受け、観光事業に關する行政機構そのものを格下げするといふようなことに實質は落ち込んでおるわけである。これは私は国として非常におかしいことではないかと思ふ。もつと各々個別的にこの部門について必要な適切な措置をとるといふふうにお考えにならないのか。どうも形式的な一面主義のどつちが、この観光事業に關する行政機構の簡素化に非常に露骨に出て来ておつて、率直に私は申しますが、日本の役人の最も悪いところがこの問題で露呈されておるのではないかと感ずるのであります。が、当局の御立案当時の御心境を伺いたい。

○大野木政府委員 率直に申し上げますが、行政機構の簡素化といふような問題を扱います場合には、やはり形式論とおつしやられるかもしれませんが、全体としてのバランスを保つことが、

全体を円満に進行させるわけなのでございまして、そういう点におきまして、他にも同じく重要性を認められるような仕事もあるのをご存じですが、一応全体の平衡をとりまして、同じような扱いをいたした次第でございます。従いまして、このたびの改正だけでは十分であるとは考えておりませんので、問題はなお今後に残されておる点はあるといふことは十分わかつております。

○満尾委員 どうもはなはだ欲の深い希望でございますが、政府委員の御答弁では、私はどうも腹の底まで納得しない。従つて私は再びこれを質問する権利を保留いたしまして、他日もう一べん御質問のチャンスを持ちたいと思ひますから、これをもつて私の質問は終ります。

○江花委員 代理 船田亨二君。○船田委員 運輸省設置法の一部改正法律案につきましては、一つは、今問題になりました観光部の廃止について、私としては観光審議会の設置、及び国家行政組織法の制定などについて多少関係いたしました立場から、またもつと個人的に言いますと、観光事業の重要性をしつちやう認めておりますところの県から出ておりますので、御質問申し上げたいと思つたのであります。が、きよう横田参考人からも詳しく御説明がありましたし、大体私が質問したいと思つておりましたところは、満尾委員からの御質問で盡きておるに思ひますので、その点は全部私の質問の中から省きます。もう一つお尋ねしたいと思ひましたことは、海上保安庁を解体して、海上

保安庁の業務の中にあつた水路、燈台の業務だけを運輸省の方に残して、あと残りの海上保安庁と、それから警察予備隊とを統合して、別に政府は保安庁法案を提出しておるわけなんです。こういうようなやり方は、一方において防衛機構を整えるということに急なるあまり、他方において、国民の生命、財産を保護しようとする海上の保安業務を軽視したきらいがあるのではないかと、古く軍国主義的な思想の復活を求めるようなきらいがあると思われ、このやうな業務のわけ方が運輸省の立場から見ても適當であるとお考えなのかどうか、また今申し上げましたやうな保安業務を輕視した結果になるかならないかというやうな点について、運輸省側の御意見をちよつと承つておきたいと思ひます。

○佐々木(秀)政府委員 今回の行政機構の改革によりまする海上保安庁の解体の問題であります、この問題につきましては、船田委員御承知かもしれませんが、運輸省といつても、從來の形態のまま運輸省に設置しておくことにすることが最も妥當であり、かつまた治安上の責任を運輸省において十分負えるんだという考え方は持つていたのであります、その後、政府内部におきましていろいろと異論がありまして、結果的にはこのやうな案で法案となつたのであります。決してこれで満足だとは考えておりません。しかし行政機構におきましては、いろいろ十分でない点がございますが、先ほどの觀光問題と同様に、政府の行政機構の一つの方針に基いてなされたものでありますので、運輸省といつたしましては、いわゆる海上交通の安全をはかるという点におきましては、できる限りの努力をいたしたいと思つております。しかしこれ運輸省としては十分かといふ点になりますと、このままでは決して十分だとは申されません。しかし現在の、いわゆる海上交通の安全をはかるために、このことにおいて万全を期したい、こう考えているわけでありませう。

○船田委員 佐々木次官から、根本の考え方は、私の考えておりますのと同じやうであるといふことを伺ひまして、満足に思ふ次第であります、しかし根本の考え方が同じであつても、やむを得ずいろいろやうな改正をしなければならぬといふやうになつておられますことをまことに残念に思ふのであります。ただ問題は、国民の生命、財産の保護という重大なことに關することなのであります、不十分ながらこれ努力して行くといふのでは、非常にそこに不安があると思ふのであります、くだいといふですが、その点について十分に十分おやりになつて行くことができるかどうか、その自信がどうかどうかといふ点について、重ねて御意見を承りたいと思ひます。

○佐々木(秀)政府委員 先ほど申し上げました通り、決して十分とは考えておりませんが、今後、分離されましたいわゆる救難方面のことにつきまして、万全を期したいと考えております。

○松岡委員 労働省の設置法の一部を改正する法律案について質問をしたいと思ひます。大臣がお見えにならぬのであるから、政務次官からでもその他の政府委員からでもお答えをいただきたいやうです。

独立後の日本の経済自立のためにも、また治安の確保のためにも、労働関係を調整することがきつめて大切であることは言うまでもないのでありますが、それが監督もしくは取締りによつて目的を達成することのみを考へることは間違ひではないかと私は思ふ。少くともそれは健全な労働組合の発達を助長、育成することなくしては、その目的は真に達成されないのであると私は考へるのであります。すなわち、取締りとか監督するとかいふのではなくして、積極面を出してやらなければならぬと思ひます。こういう点から考へると、先般來、破防法であるとか、あるいは労働組合法あるいは労働関係法の改正と稱するいわゆる改悪が意圖されているといふことのたに、かえつて社会不安を激化、激成しているかのごとき観を呈しているのであります。私は先に言つたやうな趣旨からするならば、労働省は早くから、日本が国際社会に復帰するに際して、第一回のワシントン會議以來国際的に非常な不信を招いてゐる。これを払拭する最も適當な機会として、すでに存在している百になん／＼とする国際條約、これらの批准をただちに実行することについての準備をなすべきではなかつたかと思ふのであります。といふのは、この国際條約を批准したからといつて、日本の産業に新しい負担を附加して、それがために日本の産業が萎微するがごとき何らの懸念はないわけでありませう。労働組合法等が制定されて、団結権もしくは罷業権あるいは交渉権が法律によつて保障されているといふやうな今日の状態は、国際的な水準に達しておるのでありますから、こゝういふ場合に国際労働條約なんかをただちに批准するといふことは最も當を得たことであつて、健全なる運動を助成しあるいは育成するという積極面といふことのみで達成されない場合において——ここに共産党の同僚がいますけれども、共産党の破壊活動をどうしてもこのままにしておくわけには行かないといふので破防法の必要があるといふならば、今日のごとき、私もが見ても無理難題、むしろためにせんとするごとき反対運動に乗ぜられるがごときききとるやうなことはおそれなくかつただらうと私は信ずる。しかるに政府は、消極面ばかり、取締るといふことと監督するといふ面ばかりを考へてゐる。そうして何でもかんでも法律をつくらせてこれに制圧を加へる。そうして積極面には一向努力しない。すなわち一口に言へば、これは自由党内閣の非常な保守的な反動性によるのであつて、破防法それ自身に対する反対といふばかりでなくて、こゝういふ法律をつくること、今日説明されているやうな真に立法の趣旨に沿つたやうな運用がとられて行われないうで、健全なるものがこれによつて弾圧を受けるがごとき結果を招くのである。要するに国民の間にかゝるやうな強い不信があるからなんです。そういふ点何ら反省することなく、今日まで自由党の労働行政とい

つて、日本の産業に新しい負担を附加して、それがために日本の産業が萎微するがごとき何らの懸念はないわけでありませう。労働組合法等が制定されて、団結権もしくは罷業権あるいは交渉権が法律によつて保障されているといふやうな今日の状態は、国際的な水準に達しておるのでありますから、こゝういふ場合に国際労働條約なんかをただちに批准するといふことは最も當を得たことであつて、健全なる運動を助成しあるいは育成するという積極面といふことのみで達成されない場合において——ここに共産党の同僚がいますけれども、共産党の破壊活動をどうしてもこのままにしておくわけには行かないといふので破防法の必要があるといふならば、今日のごとき、私もが見ても無理難題、むしろためにせんとするごとき反対運動に乗ぜられるがごときききとるやうなことはおそれなくかつただらうと私は信ずる。しかるに政府は、消極面ばかり、取締るといふことと監督するといふ面ばかりを考へてゐる。そうして何でもかんでも法律をつくらせてこれに制圧を加へる。そうして積極面には一向努力しない。すなわち一口に言へば、これは自由党内閣の非常な保守的な反動性によるのであつて、破防法それ自身に対する反対といふばかりでなくて、こゝういふ法律をつくること、今日説明されているやうな真に立法の趣旨に沿つたやうな運用がとられて行われないうで、健全なるものがこれによつて弾圧を受けるがごとき結果を招くのである。要するに国民の間にかゝるやうな強い不信があるからなんです。そういふ点何ら反省することなく、今日まで自由党の労働行政とい

つものが行われておる。今度の改正についても、労働行政で、調査や統計といふものを輕視して、しつかりした労働行政ができるかどうか、これは大なる疑問がある。私は、觀光を今日重点的に考へるかどうかといふことについては、あえて輕々しくこれに同感の意を表するものではないが、しかし一面的に何でもかでもやるというところは、はなはだ不都合である。先ほど觀光問題についての御議論があつたが、これはまことにごもつともな御議論であります。他の省で部を廃したからと言つて、一体労働省が何がゆゑに調査統計の部を廃止して、ただ監督を置くといふやうなことにしたのであるか。それではたして先ほど申し上げるやうな意味において、最も重要に考へなければならぬところの日本の労働行政の完璧を期することができぬかどうか、これは次官がお見えになつておるから、次官から答えていただきたいと思ひます。

○溝口政府委員 松岡さんにお答えいたします。ただいま労働行政の全般にわたつて御質問がございましたが、まことにごもつともと存する次第であります。先日労働法規につきましては、今後の産業の発達のために最も重要な労働問題について、現状に即するやうに労働法規の改正案を国会に提出いたしました。ただいま御審議をお願いいたしておる次第でございます。

なお労働法規の改正によつて、監督の面を非常に強化して、そうして助長育成するといふやうな点について、政府は考へていないじやないかといふやうな意味に何つたのであります。労働運動等が適正な発達をし、労働条件

の維持増進ということをおもひ、最も大切なこととして、その方向に進むように努力をいたしておるのでございませう。なお労働問題につきましては、国内問題であるばかりでなく、国際的にも日本の今後の労働運動の方向がどうなっているかというところは、非常に注目されている点であるのでございませう。今までILOとも離れておりまして、その間に百条の條約も可決になつておるのでございませうが、今後におきましては、できるだけすみやかに日本で採択のできるようなものについては批准をしたい。そういう点についても目下検討中であるのでございませう。

労働の統計調査の事務につきまして、これは御説の通り、今後におきまして、労働関係の生産率の向上等に資するものもあつて、労働関係の紛争の合理的の解決のためにも、最もこれは重要な資料であるのでございまして、その他におきまして、先ほど申し上げましたように、国際的にも日本の最も正確な労働状態というものの統計の上に現れたものを発表したいとしまして、世界各国の誤解のないように進めて行きたいと考えている次第であるのでございませう。それがゆゑに、労働省におきまして、労働の調査統計、分析等の事務につきましては、最も力を入れて、この労働の統計調査等の資料の正確さを期したいと考えているのでございませう。その内容の充実強化についても、できるだけ努力をしておるのでありまして、これは昭和二十四年以前は、統計調査局というように、ことにもなつていたのでございませうが、その後におきまして、統計調査部という臨時のものになりまして、今日に至

つたのでございまして、できるだけ内容の強化拡充をはかつて統計調査局に復活したいのだという希望は、私も持つていたのでございませうが、今回の行政機構の改革にあたりまして、政府の統一の方針によりまして、部制というものは全般的に廃止するのだということになりましたので、それに即応することのために、今回は統計調査部を廃止したことになりますが、それにかわりまして統計調査といたう特別な職を置きまして、従来統計調査部において取扱つて来ました事務は、そのまま統計調査監において処理することにした次第であります。

なお統計調査監の法的の性格でございますが、これは上司の命を受けて事務を掌理するということになつております。大臣官房にはありますが、事務次官の監督に直結してやつておられるものでございまして、これは局長のよきな性格を持つた特別の職であるようになつてゐるのでございませう。そういうようなために、従来よりも統計調査の事務が弱体化するというようなことは、私どもはなとと考えているのであります。なお統計調査監というこの監の制度は、各省共通の問題になつてゐるのでございまして、その性格に関する統一の説明は、行政管理庁の当局の方に尋ねをお願いいたします。

○松岡委員 大体想像していただけた御答弁しかいただけないことは、はなはだ遺憾であります。しかし労働省としては多分そうであらうということをおつたわけですね。要するにこれは内閣の方針として、労働行政がいかに重要

であるかということについて、認識不足のために、画一的に行われたものとして、私には了解できないのであります。従つてこの問題は御迷惑でも總理大臣にぜひ御出席を願つて、次の機会に總理に根本方針をひとつよく説明してもらいたい、そのことをこの際委員長に申し入れて、私の質問を打ち切りませう。

○江花委員代理 そういふふうにとりかゝります。

それでは都合によりまして順序は少し変更しますが、鈴木義男委員。野田大臣が急いでおられますから、野田大臣に……。

○鈴木(義)委員 建設大臣または管理庁長官としての野田君にお尋ねいたしたいと思ひます。

建設省は外局として首都建設委員会というものを置くことになつてゐる。従来總理府にあつたようですが……。ところが北海道開発庁のごときはやはり總理府に置くのです。今度の行政機構改革は、合理的にやるといふ掛声でいろいろなことをやつておられるのであります。もし首都を建設すること、国家全体の仕事として考えるべきであるならば、北海道と同じように扱うべきである。またこれを地方的な問題として考えるべきであるならば、北海道開発庁のごときも、この機構改革の原則に従つて、建設省に付すべきものであるわけではございませう。どういふ理由によつたのか、お尋ねいたします。

北海道開発の仕事を担当しております。首都建設委員会の方におきましては、首都の建設計画を立てるといふわけで、比較的似たような仕事をいたしておるのであります。しかしながら仕事の内容になりますと、相当違つておるのであります。首都建設の方におきましては、仕事の大部分が建設省関係であります。ところが御承知のように、北海道におきましては、道路も港湾もあり、農地も、農地の改革、森林問題、これが大きな部分を占めておるのであります。従つて、建設省との関係も非常に深い関係を持つておるといふ点で、内容的には首都建設委員会の方がはるかに建設省に近い。北海道の方は外少それより薄い。こういうことが、私は仕事のヴォリュームの点、内容の点から申し上げられると思ひます。なお北海道開発庁は、設立以來建設大臣が事実上職務をいたしておられますが、首都建設委員会におきましては、法律をもつて委員長は建設大臣とする、こういうふうになつておるのであります。そこに相当の開きが法的にもあるという点も御承知でございます。かゝる点も御承知でございます。今回の行政改革におきましては、首都建設委員会は建設省の外局とするけれども、北海道開発庁は現状のままに總理府に置く、こういうことになつた次第であります。

○鈴木(義)委員 これは一応さういふことに承つておきますが、昨日農林当局その他にお尋ねしましたが、幸い建設大臣がお見えでありますから、重ねてお尋ねいたしますのは、林野局の上りなものを国土省——建設省としておけばその構想がかわるのかも少しませうが、国土省のようなものに入れるべきであるという説が伝わつております。あるいは電源開発のことは最も建設に密着してゐるから、これをまた建設省または国土省に編入すべき問題であるという有力な意見があつたやうに聞いておるのであります。そういう点について、行政管理庁長官としてどういふふうにお考えになつておられますか。

○野田國務大臣 農林省の林野庁の仕事と、現在の建設省の仕事、あるいは現在の公益事業委員会のつかさどつておる電源開発の仕事、あるいは運輸省がつかさどつておられます港湾の仕事、こういうものを打つて一丸として国土省建設という考え方は、さきに政府が設けました行政制度審議会の答申にもあり、また政令諮問に関する委員会の答申にも出ておる考えなのであります。これは一つの考え方だと思ひます。従つて今回の行政機構改革の際におきまして、それを十分検討いたしましたのであります。しかしながら反面いろいろの見解もありまして、現在の段階におきまして、国土省を急遽につくり上げるといふためには、まだ機が熟していないと申します。かゝる点においてまだ研究を要する点が多々残つております。従つてこの問題は、今回の行政機構におきましては取上げないということになつたような事情になつてゐる次第であります。

○江花委員代理 それでは満尾委員。

○満尾委員 野田大臣がお見えにならない前に、観光事業の問題について御質問したのであります。その二、三の要点だけをお尋ね申し上げたいと思

います。大臣は観光事業の必要なことにつきましましては、十分の御認識がおりになるようでございますから、その点を喋々申し上げる気持はございません。ただその観光事業が、わが国が講和を克服いたしましたこの瞬間におきまして、最も伸びる素質を持つておる。また国際社会に復帰する全体的な立場からいたしまして、わが国が観光事業に力こぶを入れておるのだというゼスチュアをする特別な立場に立つておるといふことを、大臣は御認識になつていかうかというところを、お聞きしたい。

○野田閣僚大臣 観光事業といふことは、トラヴェル・インダストリーといふことです。このことが、日本にとつて非常に重要な産業であるといふことは、満員委員御指摘の通りであります。戦前から、この方面につきましましてはわれ／＼非常に努力をいたして参つたのであります。今後貿易外收支を改善し、日本の外貨受取りを充実するといふ経済的な面と、もう一面は、さらに大きくは世界各國と精神的なつながりを持つ、日本人といふものをよく理解してもらう、日本人といふものをよく知つてもらう、これは私は世界平和の根底だと思つておりますが、そういう面から言ひましても、この観光事業といふものを助成する必要があるといふことは、私も考へておる次第であります。

○満員委員 大臣はよくおわかりになつておられますが、私の質問の要点はそこにあつたのではない。すなわち平和を克服した昭和二十七年四月現在におきまして、わが国は観光事業に特別の熱意を示すべき特別の立場に立つて

おるのではございませんかということをお尋ねしたのである。

○野田閣僚大臣 私はその一点を限つてそういうことに熱意を示すといふことにいたしますかどうか、私はその前からそういう熱意を示しておるのであります。その熱意をもつて絶えず努力しておるのであります。一点を限つて、その前はやらないうで、あとは熱意を出すといふことになしに、常に最善の努力をいたしたい、こう思つておるわけでありませう。

○満員委員 特別の時期といふ意味は、一へん熱を出して、あとさめるといふ意味ではなくて、この国際社会に復帰するときに、日本として大きな政治的なゼスチュアをするチャンスだ。つまり日本が平和国家として更生するのだ、従来の軍国主義的国家の汚名をそそいで、新しい日本が誕生するのだ、これらの面についても努力しているのだといふことを示す機会であるといふことを、大きく考へていただきたら、という希望を持つておるのであります。

さらに特にお尋ねしたいのは、観光行政といふものの実体でございます。これは先ほど詳しく申し述べましたけれども、その中に非常に複雑多岐性を持つておる。この多岐な性格から、關係しておる各省は八つにも九つにも上つておるのであります。ここにどうしても強い推進力を持たねばならぬと思つておるわけですが、今回の改革においてはそれが非常に弱くなるような形態になつておる。

その点で私は心配いたしましたして、いろいろの説をなしておる。この行政の内容を見ますと、他の一般行政の部門と

観光行政の部門とは、本質的に言つてはちよつと言葉が強過ぎますけれども、その内容におきまして非常に違ふものがあるにせぬか、大体国家の権力をもつて人民を支配するといふ立場はほとんどない。いわゆる助長行政である。助長行政は他の部門にもある。しかしその助長の仕方なり態様といふものは、他の行政部門の助長行政とは、上ほど相手なり立場なりが違つていはいないか。従つてわが国の一般行政機構といふものが、今回の簡素化と申しますか、整理と申しますか、そういう上のお考えをせられるときに、観光行政に關しては、一般のものとは別個に考へられる余地があるように思ふのであります。大臣はその点についてどういふふうに御認識であるか、承りたいのであります。

○野田閣僚大臣 私は観光の重要視すべきことは、先ほど申し上げた通りであります。それをいかにして具体化するかといふ問題につきましても、かなり政府内部におきましても検討をいたしておる一人でありませうが、何といつても、外国人が日本に参りまして、一番不足を言ふものは何かといふと、ホテルが少いといふこと、ホテル代が高いといふこと、それから今度外へ出てみますと、道路が悪くてしようがないといふことでありませう。でありますからホテルを拡充するとか、あるいはホテルを十分設備をしてやること、道路をよくしてやるということが、これが根本だと思ひます。これなくして、いくら外国人に來い／＼と言つても、来たところが宿屋がないといふのは、何にもならない。やはり宿屋にとめてやる。しかし宿屋にとめてやつ

ても、べらぼうに高い料金をとるといふのは、向うは今度は経済的に参つてしまふというわけでありませうので、どうしても宿屋を相当つくつてやることと、ホテル代をなるべく安くしてやることが第一である。今度外へ出てみると、最近の外国人は汽車旅行では満足しません。どうしても自分の自動車でもつてドライブして、そうして山野を駆けめぐる。日本の自然の風景に親しむ。これはいいなと思つてそこへおきて弁当を使つてみるとか、なんとか楽しむ。こういうふうにかわりつた。これはアメリカにいらつしやう、イギリスにいらつしやう、どこかへいらつしやつてもよくわかる。今日の外国の人々の楽しみといふのは、何といつてもドライブで、そうして自然の風物を楽しむ。これが今日の観光の常態です。そうすると道路が悪くて困る。道路が悪いからたいへんゆれる。あるいはまたほりが立つて困る。自動車で私などよく出張するのですが、私は一番初めの車に乗つて行くからよろしいのですが、あとの秘書官は一日歩くともなまづ白になる。こういうことでは外国人が来てドライブしてもいゝわゆるドライブ・ウェイをよくするといふことにせんと、ほんとうに外国人のお金持の人を呼んで、あるいはお金持でなくとも、一般の人を呼んで、日本は観光のよいところだと楽しんで、かつ日本にいい感じを持つてもらうといふことはむずかしいのではないか。これは私はばかりの意見ではなしに、おそらく閣僚のすべての人の共通の意見だろふと思ひます。まずホテルをよくする、道路をよくする。こ

れが観光の根本です。そうすればおのずから解決する、こういうことになる。まずそういう方向に努力しようと思へておるのであります。またそればかりではありません。いろいろとあります。が、重点的に力を入れて、政府全体が力を入れ、かつ官民一体となつてこの問題を推進したい。こう考へております。

○満員委員 大臣の御答弁は非常に巧妙に私のお尋ねの要点をそらして御答弁になる。お互いにこれは観光事業の必要性なり、具体的政策といふものについては了解があるといふ前提のもとに立つて私は御質問申し上げた。本日は私は観光の方策そのものについて論じておるのではない。運輸省に観光局を置く必要があるかどうかといふ観光行政の行政機構をお尋ねしておるのでありますけれども、私のお尋ねしたことには一言半句も大臣は御答弁になつておらない。観光行政といふものが他の一般行政と異なる本質、本質と言つてはちよつと言葉が強過ぎますが、異なる態様のものがあるといふことを御認識にならないか。従つて今回の行政整理の案をお考へになるについて、観光行政については別個の御考慮を私う余地がなかつたのかどうかといふことをお尋ねしておるのであります。つまり簡素化といふ見地から、先ほども申ししたのであります。結局は人民を対象とする行政なのであります。それは別にこれは階段といふものがない、複雑なものではない、今までやつて来た観光行政といふものも第二義的に人民に接して来ておるのであります。が、他の一般行政とは上ほど態様を異にしているところがあると思ひま

すが、そのことをこれと切り離して考へる余地はなかつたか、そのことはまた他の関係の諸君に特別に御説明になつて、十分御了解を得られるだけの素質があると考えておるのであります。大臣はいかにお考えになつておりますか。

○野田国務大臣 私には観光事業を非常に重要視しなければならぬということも同感であります。それから観光事業のやり方につきましては、その観光事業だけがほかの行政と切り離して違つたものかというところは申し上げかねると思ふのであります。今度行政機構の改革によつて官庁機構を片づけばしからいいますと、実に多岐にわたつて種々さまざまものが含まれてゐる。要するに国家全体の生活に資するわけでありますから、あらゆるものが入つて来てゐると思ふのですが、観光行政だけが別なものである——違つたものであると申すけれども、これだけが違つてゐるというところはつきり申し上げかねると思ひます。ただ問題はこれをやるために特別な局をつくるかどうかという具体的な問題になつて来ますと、これは十分検討して、観光局を設けたらいいという意見はあります。ありますけれども、今日においては観光というこの内容が各省にわたつてゐる。たとえば厚生省で国立公園というものをやつてゐる。こういうものは観光という点から離れては意味がないのじやないか。もし観光局をつくるのならそれを一体にすべきじやないかという、これは一つの例ですが、いろいろの問題がある。ですから、そういうものを十分検討して、かりに将来観光行政を統一するという場合には、こ

うことも考へて行かなければならぬ。こういうような面もありまして、今回の機構改革では、観光局をつくるというところは一応見送つたわけでありま。観光行政を一つにまとめようというところは共通な意識を持つておりま。すが、運輸省に観光局を置くというところは、そういうわけで、今度は一応機構改革からは置かれておるというわけ。で、御了解を願ひたいと思ひます。

○満尾委員 これまた見解を異にするのであります。私は運輸省に観光局を置いたというところは、これは便宜上の問題だと思ふ。本質的な観光行政という上から言へば、どこに置くかというところは相当研究の余地はあります。そのことは十分認めます。ただ私は本格的に、または実質的に、便宜的に——便宜の分量は運輸省に置いた方が多いというだけの問題で、それだけに観光行政は複雑多岐であります。しかし大臣が他の一般行政と観光行政というものが特別のかつこのものだという御認識にならないのは、私の最も遺憾とするところでありま。今度の行政機構の改革におきまして、各部門をそれぞれの分野においてみんな整理しなければならぬというふうにお考へになつたのであるかどうか、あるいはある意味においては、プラスがあつてもいいというお考へは出なかつたものであるか、どうか、その点をお伺ひしたい。

○野田国務大臣 もちろん必要な部分につきましては、たとえば行政監察という制度も整へましたし、また保安機構を充実する、新しい経済審議庁をつくるというふうな方策を講じておりますので、現在日本にぜひ必要があ

るというものはもちろんある程度認めております。それからただいま観光の問題で、観光局を運輸省に置くというのには便宜の問題だとおつしやいました。が、お示しのように観光事業はいろいろな方面に關係してゐる。いわゆる共管的な色彩が非常に強く、極端な人はそれで内閣に持つて行つた方がいいじやないか、総理府に持つて行つた方がいいじやないか。こういうことになるので、各省にまたがつた仕事をどう整理調整して行くかというところは、今回の行政機構の改革にはあまり取入れな方針をとつておるわけでありまして、今回はそこまで結論がまだ出ておなかつたというところの方がよろしいかと思ひます。

○島山委員 私は突然参りましたので、よく事情がわかりませんが、ただいま満尾委員の質問されたことに私は同感であります。先ほど来伺つておりますと、大臣の観光政策が必要だというところは言うまでもない御議論でありまして、私も同感であります。そこをまたたきつけないことがはなはだどうも物足りないような気がいたしました。いつも私もほかのような面を申し上げておりますが、現在内閣に観光審議会があります。その成り行きがどうなつておるか、またはホテル、道路が必要だということがお言葉にありましたけれども、これらに対して裏づけがどういうふうに行きつてゐるか。また現在の観光行政の部門をどこに置くかというところについてもはなはだあいまいなので、重要であるけれども、今それまで考へていないということが、われわれどうも納得の行かない点がある

のですが、この点にぜひ裏づけがしてもらへるならば、私も一応納得ができておるのですが、ひとつ御意見を拜聴したい。

○野田国務大臣 観光事業を非常に重要視してゐるということに対する裏づけという御趣旨であります。これにつきましては御承知のようにホテルの問題につきましては、ホテルのために資金の供給というふうなものにつきました。も相當考へようじやないか、ホテルの建設の資金については、財政資金もある程度使えるようにしなければならぬという講が政府内にはあるわけなのであります。その方向に今進んでおるわけでありま。それから接収されておるものがあればなるべく解除してもらいたい。そうして日本側の手で経営して行くというやうな問題があることは御承知の通りであります。そうしてなるべくホテルをふやし、それからまたホテルの高くなつてゐる一つの原因としてはいろいろ税金のやうな問題もあるもので、これもひとつ研究しようというところになつております。それから道路の問題につきましては、観光道路については御承知のように、ただいま議會で御審議中の有料道路に關連いたしました。観光ルートが相當盛り込まれておる。有料道路でもいいから早く整備したいという各地の御希望がありまして、その線に沿つて初めて新しい制度といたしまして観光道路を入れておるのであります。その他政府といたしましては、この観光事業推進のために、外国にいろいろ出張所をつくるか、あるいはそのために金を使うとか、いろいろな方向において——もちろん観光の関係者から

ごらんになりますと、十分とはお思ひにならぬと思ひますけれども、政府側としてはいろいろな手を盡して、観光事業の促進をはかつておる。問題は官庁をつくるということでありま。すが、官庁をつくるというところは、これは事務が多岐的で、各省に關連を持つておりますので、このつくり方につきましては慎重にやりま。せん。かえつて害悪になる場合があつて、観光事業の発展に大きな阻害になつても相ならぬと思ひまして、現在の機構のもとにおきまして、できるだけ各省が協力して推進をはかつて行くという態勢を望んでおる次第でございます。

○島山委員 どうも話の要点がはつきり私どもにのみ込めない点があることは、資金問題にしても、根本政策問題が確立しなければ、すべての線が出て来ないように思ふのであります。しかし大臣としては、今はなか／＼急にはつきりとはいへる／＼な關係でできないというお言葉であります。が、ごもつともな点も十分わかりま。す。先ほど満尾委員が言われたように、この際、この機会に観光部門を確立しなければ、国際親善とか、あるいは国際社会の一員とかいう点にも大きな問題が出て来るのじやないか。日本には結局人的資源と風光明媚よりほかに資源がない。これを活用して国策の経済を確立することが最も急務だと私は思ふ。たとえばえびのえさでたいをつるがごとく、これは国民一致した協力によつてこれが実現できるのじやないかというやうに考へておりますので、きようは時間がないうでござい。ますから、また次の機会にお伺ひしたいと思ひま。すが、一応この点をぜひ大臣におかれま

昭和二十七年五月二十八日印刷

昭和二十七年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁